

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年8月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	欠席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 尾 籠 優 也

審 議 事 項

- (1) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請 1件
- (2) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請 1件
- (3) 議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 2件
- (4) その他(1) 令和6年秋季農作業標準賃金について

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和6年8月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和6年第8回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、6番委員と7番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。また、7番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

7番委員退室

事務局 議案第23号1番朗読

この件につきましては譲渡人が経営規模縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、基山共乾東側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

前回使用貸借権を設定していたものが、今回譲渡されることになりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第23号1番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第23号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第24号1番について、事務局より説明をお願いします。

7 番委員入室

事務局 議案24号1番朗読

この件につきましては、生活雑排水敷地としてとして農地を転用するものです。

申請理由につきましては、隣接農地の中間に埋設していた排水管を、今回、申請地を購入し、排水管を北側に移動することになったことから、生活雑排水敷地としての転用申請が出されたものです。

今回の申請地農地区分要件は、弥生が丘駅から概ね300m以内の農地であることから、第3種農地「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のi」に該当し、許可基準は、許可し得る「第2の1の(1)のエの(イ)」に該当すると考えております。

隣接農地及び区長からの排水同意書もとられており、水利の問題もないと考えます。

場所は第7区長野原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

土地に排水管を移設するとのことですが。手続きもしているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第24号1番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 4 号 1 番は、全員一致で許可します。

次に、議案第 2 5 号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 5 号 1 番朗読

この件につきましては貸し手の離農により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、佐賀東部水道企業団西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

お茶の作付けをするそうです。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 5 号 1 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 5 号 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 2 5 号 2 番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 5 号 2 番

この件につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、基山キャンプ場南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

牛を飼育するための牧草を作付けするそうです。更新なので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 25 号 2 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 25 号 2 番について、全員一致で決定します。

次に、その他（1）令和 6 年秋季農作業標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、毎年春と秋の 2 回、農作業標準賃金を算定し、農業委員会に承認をいただいた後、参考価格として公表するものです。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますが、今回は、近年の物価高騰や近隣市町の状況を鑑み、計算の基礎資料になる機械の更新をしたことにより、標準賃金が上昇しております。

委員会で承認をいただきましたら、9 月 1 日の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようでしたら、その他（1）について、承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（1）について、全員一致で承認します。9 月 1 日の広報に掲載したいと思います。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年8月1日

署名人

議 長

委 員

委 員